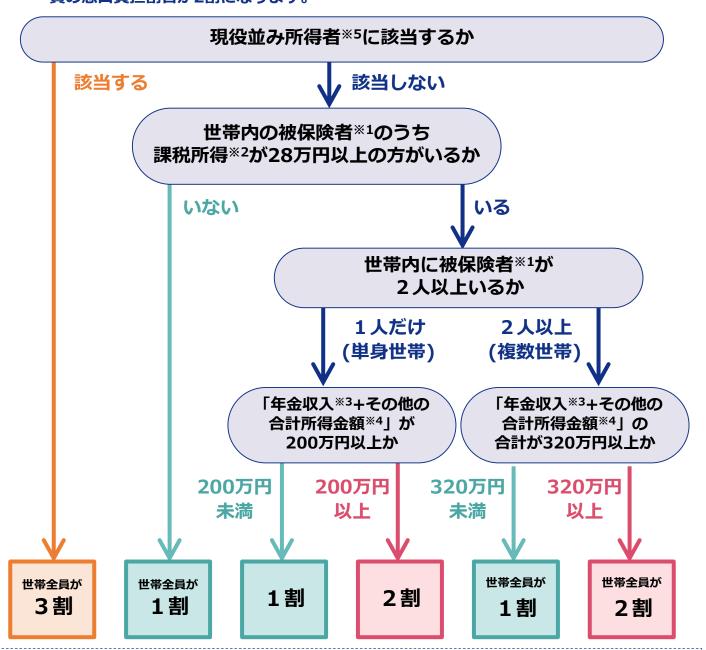
窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療制度の被保険者^{※1} の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}(前年のもの)をもとに、世帯単位で判定します。
- 一定の所得(課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額¾」が単身 世帯は200万円以上、複数世帯は320万円以上)がある世帯の後期高齢者の方は、医療 費の窓口負担割合が2割になります。



- ※1 65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
- ※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額です。

「課税標準」の額は、前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額です。

- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
- ※5 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
 - (一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります)